明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

16　前項第一号ハの措置を次に掲げる者に対して講じた場合における同項第二号の規定の適用については、同号イ中「六十七万五千円（中小企業事業主にあつては、九十万円）」とあるのは「九十万円（中小企業事業主にあつては、百二十万円）」と、同号ロ中「三十三万円（中小企業事業主にあつては、四十五万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とする。

一　重度身体障害者

二　重度知的障害者

三　精神障害者

（削る）

（新設）

（障害者雇用安定助成金）

第百十八条の三　障害者雇用安定助成金は、障害者職場定着支援コース助成金及び障害者職場適応援助コース助成金とする。

2　障害者職場定着支援コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　雇用する障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者、高次脳機能障害を有するもの若しくは難治性疾患を有するもの（身体障害者、知的障害者又は精神障害者を除く。）に限る。以下この号（ロ(5)を除く。）において同じ。）の職場への定着を図るための措置を講ずる事業主であつて、次のいずれにも該当するもの。

イ　職場定着支援計画（障害者の職場への定着を図るために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。次号リ及び第五項において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　次のいずれかに該当する事業主であること。

(1)　その雇用する障害者に対し、通院による治療等のための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）の付与又は始業及び終業の時刻の変更その他の当該障害者の障害の特性に配慮した職場への定着に資する雇用管理の措置を講じた事業主であること。

(2)　次のいずれかに該当する措置を講じた事業主であること。

(i)　その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三十時間以上とする措置

(ii)　その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を二十時間以上三十時間未満とする措置

(iii)　その雇用する障害者（一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満であるものに限る。）に対し、一週間の所定労働時間を三十時間以上とする措置

(3)　次のいずれかに該当する措置を講じた事業主であること。

(i)　その雇用する障害者（有期契約労働者に限る。(ii)において同じ。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

(ii)　その雇用する障害者の無期契約労働者への転換（当該労働者に係る転換後の一週間の所定労働時間が二十時間以上であるものに限る。）

(iii)　その雇用する障害者（無期契約労働者に限る。）の通常の労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換